

第1章 計画の趣旨と背景

1 計画改定の趣旨

(1) 改定の目的

小平市では、平成8年度に小平市女性施策推進計画としての「小平アクティブプラン21～男と女の共同参画をめざして」を策定し、第二次推進計画として平成19年度から平成28年度までを計画期間とした「小平アクティブプラン21～男女が共同参画するまち こだいら」を策定して、全庁的に事業に取り組み、毎年の進捗状況を点検・評価してきました。

現行の第二次推進計画の計画期間が平成28年度末で終了することを踏まえ、平成21年に制定した小平市男女共同参画推進条例に則り、少子高齢化や経済状況等の社会情勢の変化、市を取り巻く環境を的確にとらえ、平成29年度からの第三次小平市男女共同参画推進計画を策定しました。

(2) 計画期間

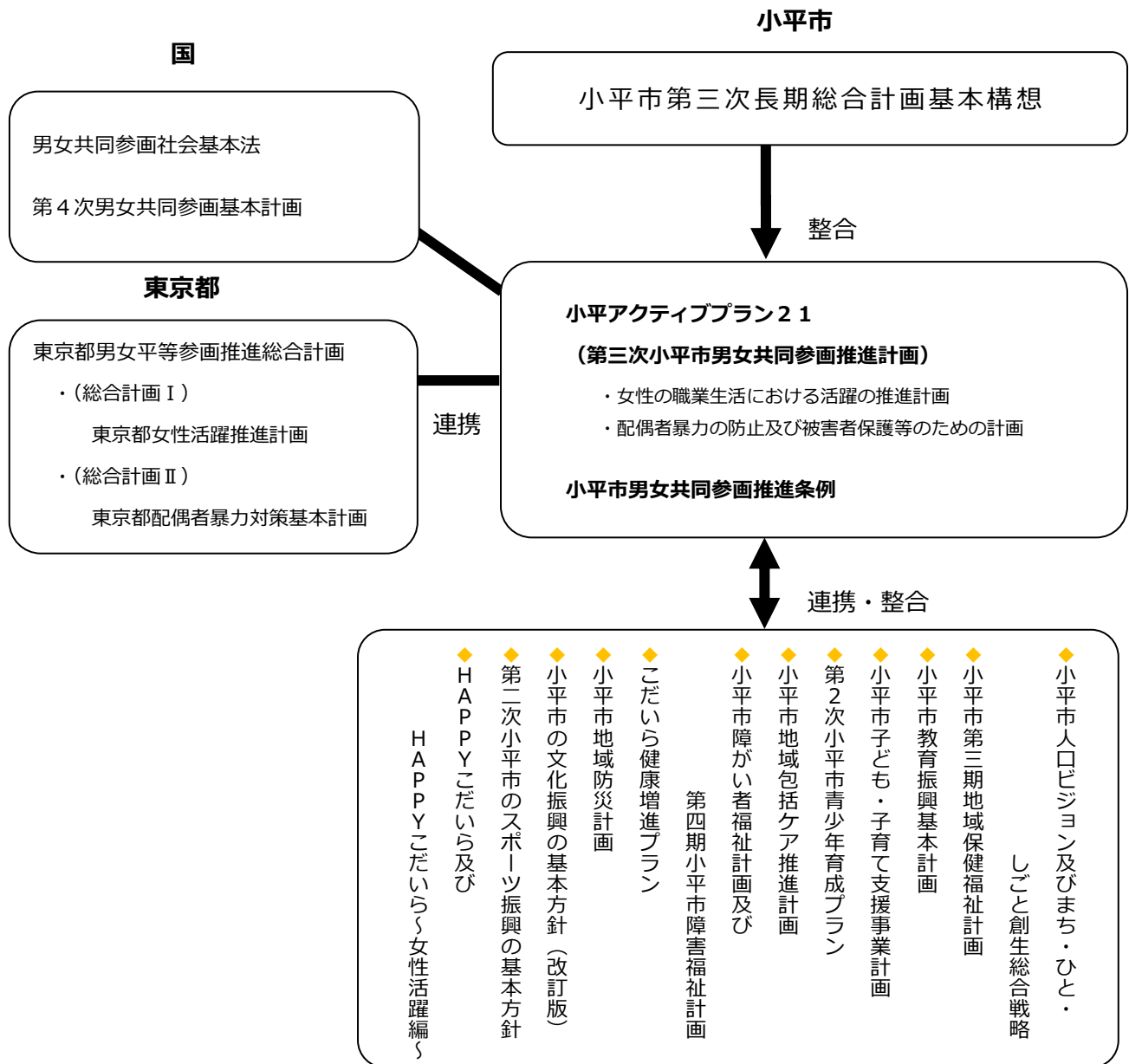
平成29（2017）年度～平成33（2021）年度の5年間とします。

(3) 計画の位置づけ

- ◇男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画です。
- ◇小平市男女共同参画推進条例第9条に定める男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、第二次男女共同参画推進計画、小平アクティブプラン21（以下、「小平アクティブプラン21（第二次）」という。）を継承しています。
- ◇小平市第三次長期総合計画や市の関連計画との整合性を図っています。
- ◇国の第4次男女共同参画基本計画及び東京都が策定した関連計画との整合性を図っています。
- ◇配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「配偶者暴力防止法」という。）に基づく、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための計画」を包含しています。
- ◇女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）に基づく、「女性の職業生活における活躍の推進計画」を包含しています。

第1章 計画の趣旨と背景

◆小平市の男女共同参画を推進する関連計画



(4) 策定方法

1 男女共同参画推進審議会の開催

市長の諮問により、小平市男女共同参画推進審議会で計画素案の内容、計画案について審議し、意見をいただきました。

2 庁内検討組織

市長等で構成する小平市男女共同参画推進本部と、その下に組織された小平市男女共同参画推進委員会で関係部局の連携により内容等の検討を行いました。

3 市民意識・実態調査の実施

小平市に在住する満18歳以上の男女個人を対象に「男女共同参画推進についての市民意識・実態調査」を実施しました。

【調査の概要】

調査の実施期間：平成27年9月7日（月）～9月28日（月）

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査名	対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
男女共同参画推進についての市民意識・実態調査	小平市に在住する18歳以上の男女個人	1,993人	717人	36.0%

4 市民意見公募手続（パブリックコメント）と市民懇談会の実施

素案に関する市民意見公募手続（パブリックコメント）と市民懇談会を実施し、市民意見の反映に努めました。

【市民意見公募手続（パブリックコメント）実施の概要】

募集期間：平成28年11月18日（金）～12月17日（土）

公表場所：市政資料コーナー、市民協働・男女参画推進課、東部・西部出張所、男女共同参画センター“ひらく”、市ホームページ

【市民懇談会の実施】（男女共同参画推進講演会と同時開催）

	開催日時	開催場所	参加者数
1	平成28年12月3日（土）午後2時～3時	福祉会館	11人
2	平成28年12月5日（月）午前10時～11時	小川町一丁目地域センター	7人
3	平成28年12月9日（金）午後6時30分～7時30分	東部市民センター	12人

【男女共同参画センター利用登録団体との懇談会の実施】

	開催日時	開催場所	参加者数
1	平成28年12月3日（土）午前10時～正午	男女共同参画センター“ひらく”	4人

2 男女共同参画をめぐるおもな流れ

世界では

- 昭和50（1975）年 「国際婦人年」世界会議
- 昭和51（1976）年～昭和60（1985）年 「国連婦人の10年」
- 昭和54（1979）年 「女子差別撤廃条約」（*1）を採択
- 昭和60（1985）年 ナイロビ世界女性会議…「ナイロビ将来戦略」を採択
- 平成5（1993）年 ウィーン会議…女性に対する暴力の撤廃（国連世界人権会議）
- 平成6（1994）年 国際人口・開発会議…「女性の性に関する健康と権利を含む行動計画」を採択
- 平成7（1995）年 第4回世界女性会議（北京会議）…「北京宣言」及び「行動綱領」を採択
- 平成12（2000）年 国連特別総会女性2000年会議
- 平成17（2005）年 第49回国連婦人の地位委員会（「北京+10」閣僚級会合）
- 平成22（2010）年 第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」記念会合）
- 平成23（2011）年 UN Women（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関）発足
- 平成26（2014）年 第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択
- 平成27（2015）年 第59回国連婦人の地位委員会（「北京+20」記念会合）

わが国（日本）では

- 昭和50（1975）年 「婦人問題企画推進本部」設置
- 昭和52（1977）年 「婦人の10年国内行動計画」策定
- 昭和60（1985）年 改正「国籍法」施行、「男女雇用機会均等法」（*2）制定、「女子差別撤廃条約」の批准
- 平成5（1993）年 「パートタイム労働法」（*3）制定
- 平成5（1993）年～平成6（1994）年 中学校・高等学校で家庭科の男女共修開始
- 平成7（1995）年 「育児・介護休業法」（*4）制定
- 平成8（1996）年 「男女共同参画2000年プラン～男女共同参画社会の形成の促進に関する西暦2000年（平成12年）度までの国内行動計画～」策定
- 平成9（1997）年 「男女雇用機会均等法」改正…セクハラへの事業主配慮義務を規定
- 平成11（1999）年 「男女共同参画社会基本法」制定
- 平成12（2000）年 「ストーカー規制法」（*5）制定、「男女共同参画基本計画」策定
- 平成13（2001）年 「配偶者暴力防止法」制定
- 平成17（2005）年 「男女共同参画基本計画（第2次）」策定
- 平成18（2006）年 「男女雇用機会均等法」・「労働基準法」一部改正
- 平成22（2010）年 「第3次男女共同参画基本計画」策定
- 平成25（2013）年 「配偶者暴力防止法」一部改正
- 平成27（2015）年 「女性活躍推進法」制定、「第4次男女共同参画基本計画」策定
- 平成29（2017）年 「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」一部改正…妊娠・出産等へのハラスメント防止措置義務を規定

東京都では

昭和58 (1983) 年	「婦人問題解決のための新東京都行動計画－男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定
平成3 (1991) 年	「女性問題解決のための東京都行動計画－21世紀へ男女平等推進とうきょうプラン」策定
平成10 (1998) 年	「男女平等推進のための東京都行動計画－男女が平等に参画するまち東京プラン」策定
平成12 (2000) 年	「東京都男女平等参画基本条例」制定
平成14 (2002) 年	「男女平等参画のための東京都行動計画－チャンス&サポート東京プラン2002」策定
平成19 (2007) 年	「男女平等参画のための東京都行動計画－チャンス&サポート東京プラン2007」(第二次) 策定
平成24 (2012) 年	「男女平等参画のための東京都行動計画－チャンス&サポート東京プラン2012」(第三次) 策定
同	「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定
平成29 (2017) 年	「東京都男女平等参画推進総合計画」策定

小平市では

平成6 (1994) 年	「小平市女性施策推進計画策定検討懇談会」設置
平成8 (1996) 年	「小平アクティブプラン21」策定
平成11 (1999) 年	「小平市女性施策推進協議会」設置
平成14 (2002) 年	改定版「小平アクティブプラン21」策定
平成16 (2004) 年	「小平市男女共同参画センター条例」制定
同	小平市男女共同参画センター“ひらく”設置
平成17 (2005) 年	「男女平等に関する市民意識・実態調査」実施
平成19 (2007) 年	「小平アクティブプラン21」(第二次) 策定
平成21 (2009) 年	「小平市男女共同参画推進条例」制定
同	「男女共同参画推進審議会」設置
平成27 (2015) 年	「男女共同参画推進についての市民意識・実態調査」実施
平成29 (2017) 年	「小平アクティブプラン21」(第三次) 策定

- *1 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
- *2 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律 (平成18年「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」改正)
- *3 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律
- *4 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律
- *5 ストーカー行為等の規制等に関する法律



男女共同参画

男女共同参画シンボルマーク

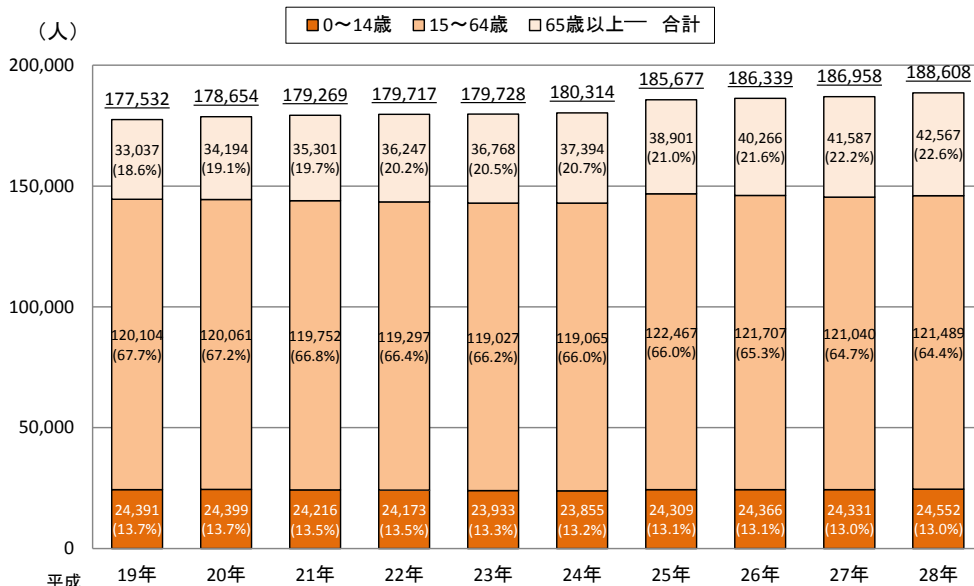
第2章 小平市の現状と課題

1 人口と世帯の推移

■ 人口の推移（3区分）

小平市の人口を年齢3区分にみると、0～14歳の年少人口割合は13%程度で推移し、15～64歳の生産年齢人口割合も下降傾向で推移し、平成28年1月1日現在、平成19年から3.3ポイント低下しています。その一方、65歳以上の老年人口割合（高齢化率）は上昇傾向にあり、平成19年から4.0ポイント上昇しています。

<図表1>

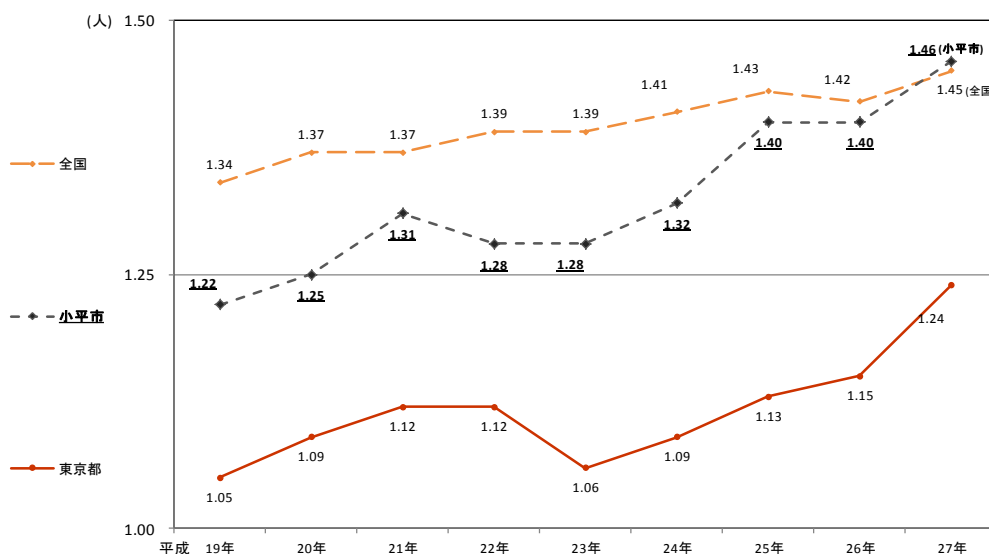


資料：住民基本台帳（平成28年度）

■ 合計特殊出生率の推移

小平市の合計特殊出生率は、東京都の平均値よりも高い数値になっています。特に、平成27年は1.46と全国の平均値を超え、多摩26市中第2位と高い水準になっています。

<図表2>



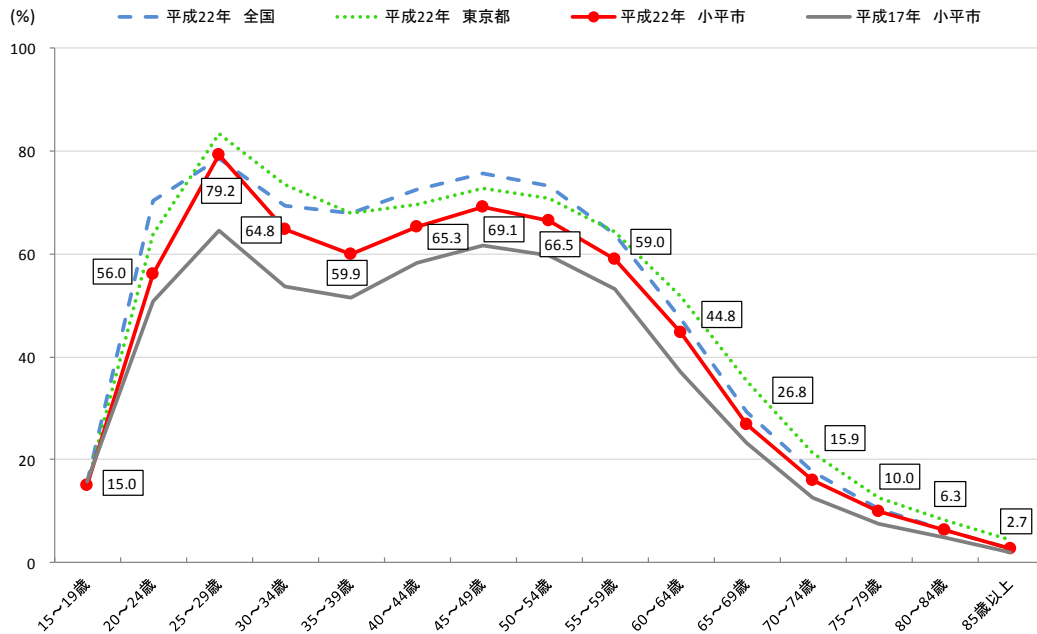
資料：（全国）人口動態統計、（東京都・小平市）住民基本台帳による東京都の世帯と人口

2 女性の職業生活の状況

■ 女性の年齢別労働力率の推移

小平市の女性の労働力率の推移をみると、25～29歳が79.2%と最も高く、次いで45～49歳が69.1%と高くなっています。一方で、30～39歳の労働力率は7割を下回り低下がみられます。

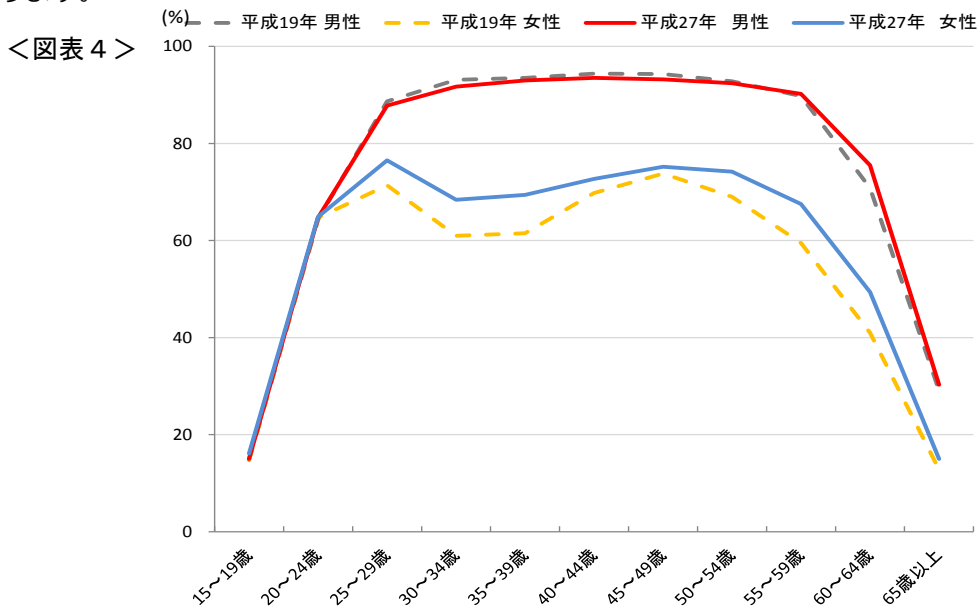
<図表3>



資料：国勢調査（平成22年）

■ 男女の年齢別労働力率の推移（全国）

近年、国全体のM字カーブ（日本における女性の年齢階級別労働力率をグラフで表したときに描かれるM字型の曲線）の谷の部分が浅くなってきていますが、依然として結婚・出産期を境に女性の労働率が低下する傾向にあります。



資料：労働力調査（基本調査）

■ 男女別就業率

小平市の就業率を男女別にみると、平成22年では男性（60.6%）は全国の男性（64.1%）に比べ3.5ポイント、女性（40.4%）は全国の女性（44.7%）に比べ4.3ポイント低くなっています。

<図表5>

単位：人、%

平成17年	女性			男性		
	15歳以上人口	就業者	就業率	15歳以上人口	就業者	就業率
全国	56,678,857	25,770,673	45.5	53,085,562	35,735,300	67.3
東京都	5,548,788	2,452,308	44.2	5,442,331	3,463,225	63.6
小平市	80,101	32,419	40.5	79,026	49,156	62.2

資料：国勢調査（平成17年）

単位：人、%

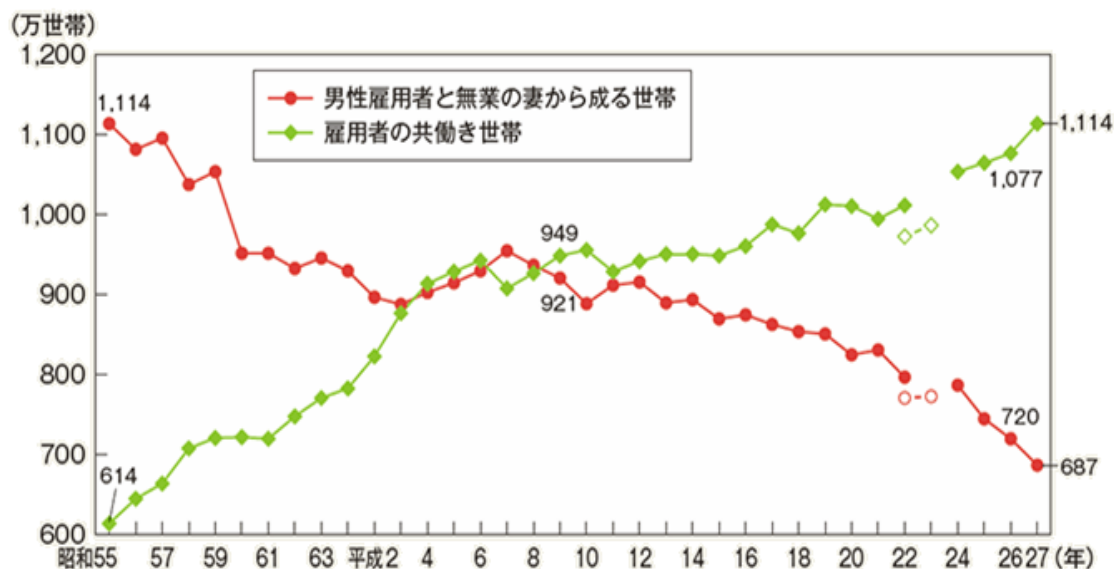
平成22年	女性			男性		
	15歳以上人口	就業者	就業率	15歳以上人口	就業者	就業率
全国	57,122,871	25,521,682	44.7	53,154,614	34,089,629	64.1
東京都	5,839,722	2,552,416	43.7	5,652,734	3,460,120	61.2
小平市	82,029	33,134	40.4	79,697	48,266	60.6

資料：国勢調査（平成22年）

■ 共働き世帯の推移（全国）

国全体の共働き世帯は年々増加し、平成9年以降は共働き世帯が働く夫と専業主婦世帯を上回っています。

<図表6>



- (備考) 1 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月）、平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査（詳細集計）」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。
- 2 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者（非労働力人口及び完全失業者）の世帯。
- 3 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者の世帯。
- 4 平成22年及び23年の数値（白抜き表示）は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

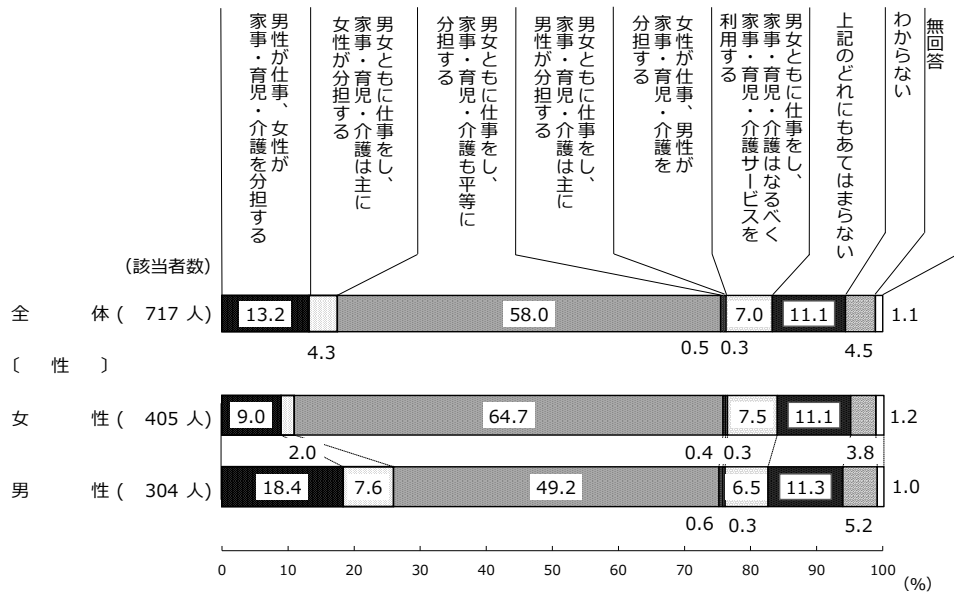
資料：男女共同参画白書（平成28年版）

3 市民の意識と実態

■ 男女の役割分担に対する意識

理想の男女の役割分担については、「男女ともに仕事をし、家事・育児・介護も平等に分担する」が58.0%で最も多くなっています。

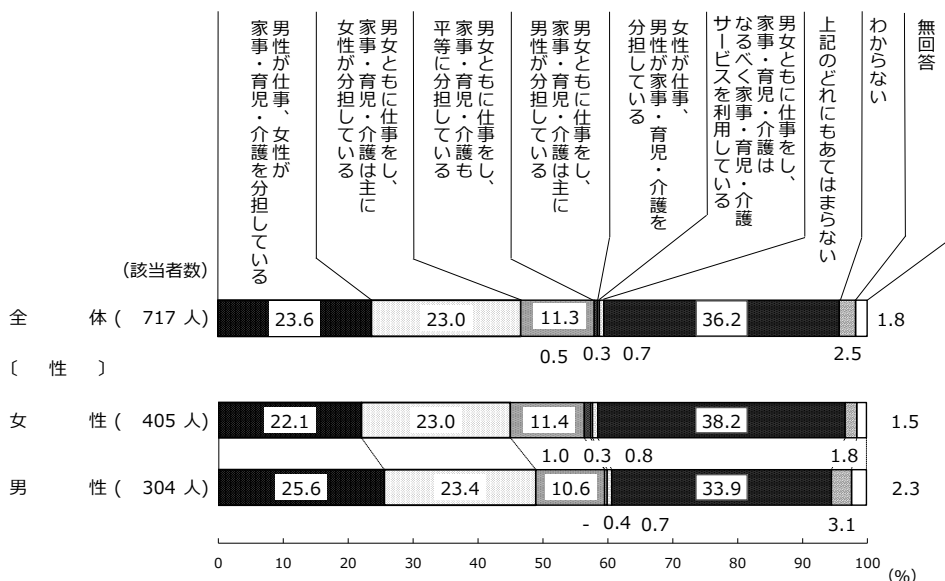
＜図表7＞ ◆ 理想の男女の役割分担



資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成27年）

現実の男女の役割分担については、「男性が仕事、女性が家事・育児・介護を分担している」が23.6%で最も多くなっています。理想では58.0%だった「男女ともに仕事をし、家事・育児・介護も平等に分担する」は、現実には11.3%と少ない回答になっています。

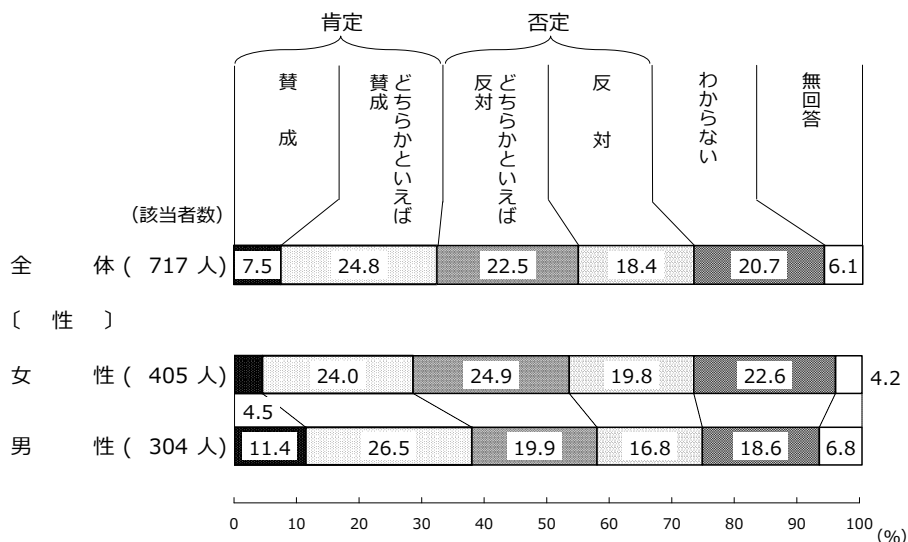
＜図表8＞ ◆ 現実の男女の役割分担



資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成27年）

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、否定する人 40.9%（「どちらかといえば反対」22.5%+「反対」18.4%）が、肯定する人 32.3%（「賛成」7.5%+「どちらかといえば賛成」24.8%）を 8.6 ポイント上回っています。

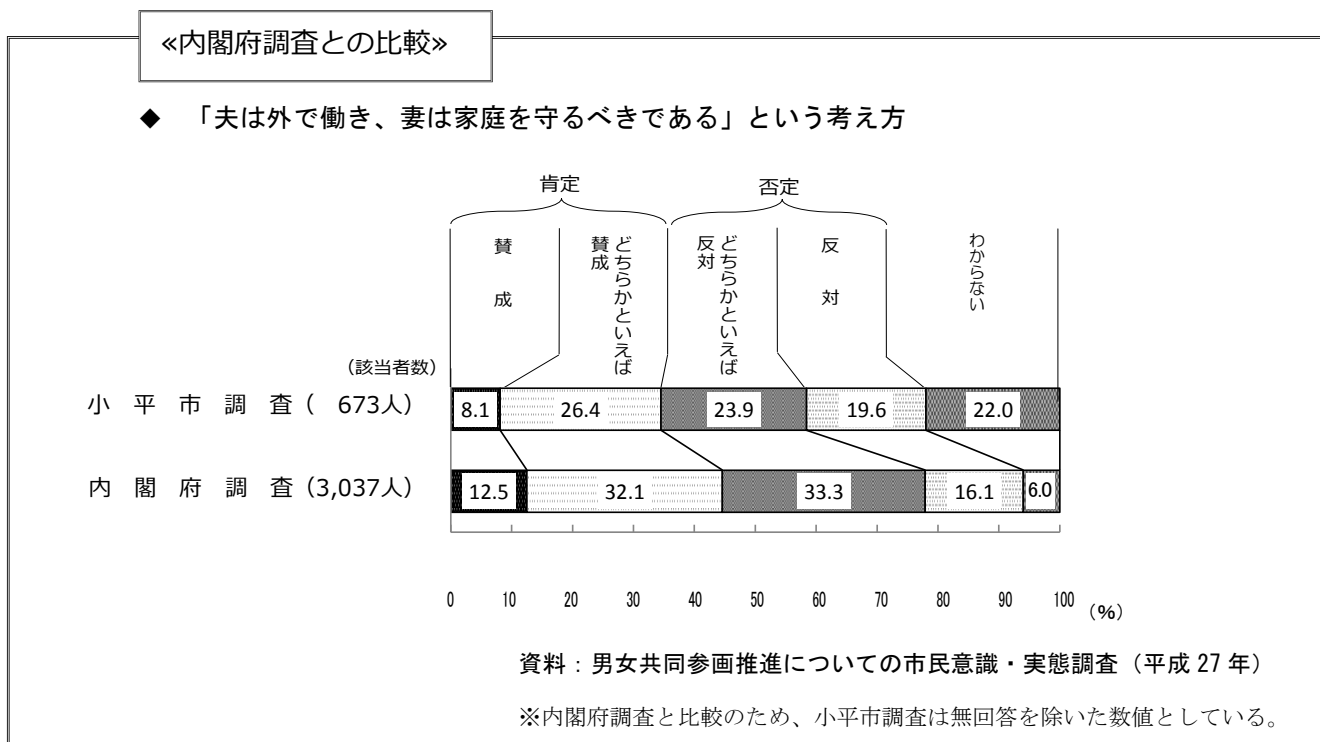
<図表9> ◆ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方



資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成27年）

内閣府「女性の活躍推進に関する世論調査」（平成26年8月）と比較してみると、小平市調査では、「反対」と回答した人は内閣府調査より 3.5 ポイント上回っていますが、否定する人の割合、肯定する人の割合とも内閣府調査より低い傾向がみられます。

<図表10>



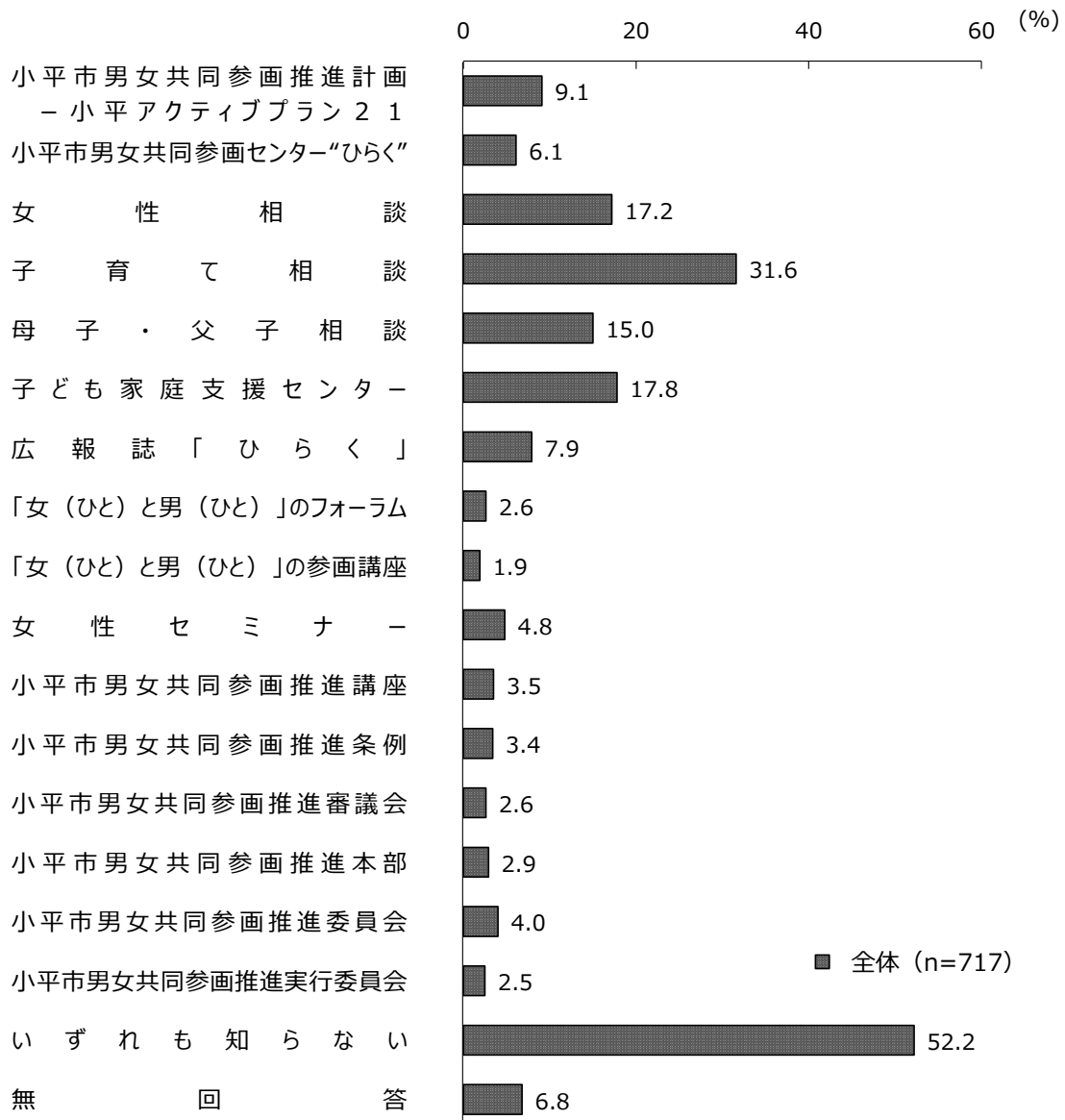
第2章 小平市の現状と課題

■ 市で取り組んでいる男女共同参画施策の認知度

小平市で取り組んでいる男女共同参画施策の認知度については、「子育て相談」が31.6%で最も多く、次いで「子ども家庭支援センター」が17.8%、「女性相談」が17.2%、「母子・父子相談」が15.0%となっています。

なお、「いずれも知らない」が52.2%となっています。

<図表 1 1> ◆ 小平市で取り組んでいる男女共同参画施策の認知度（複数回答）

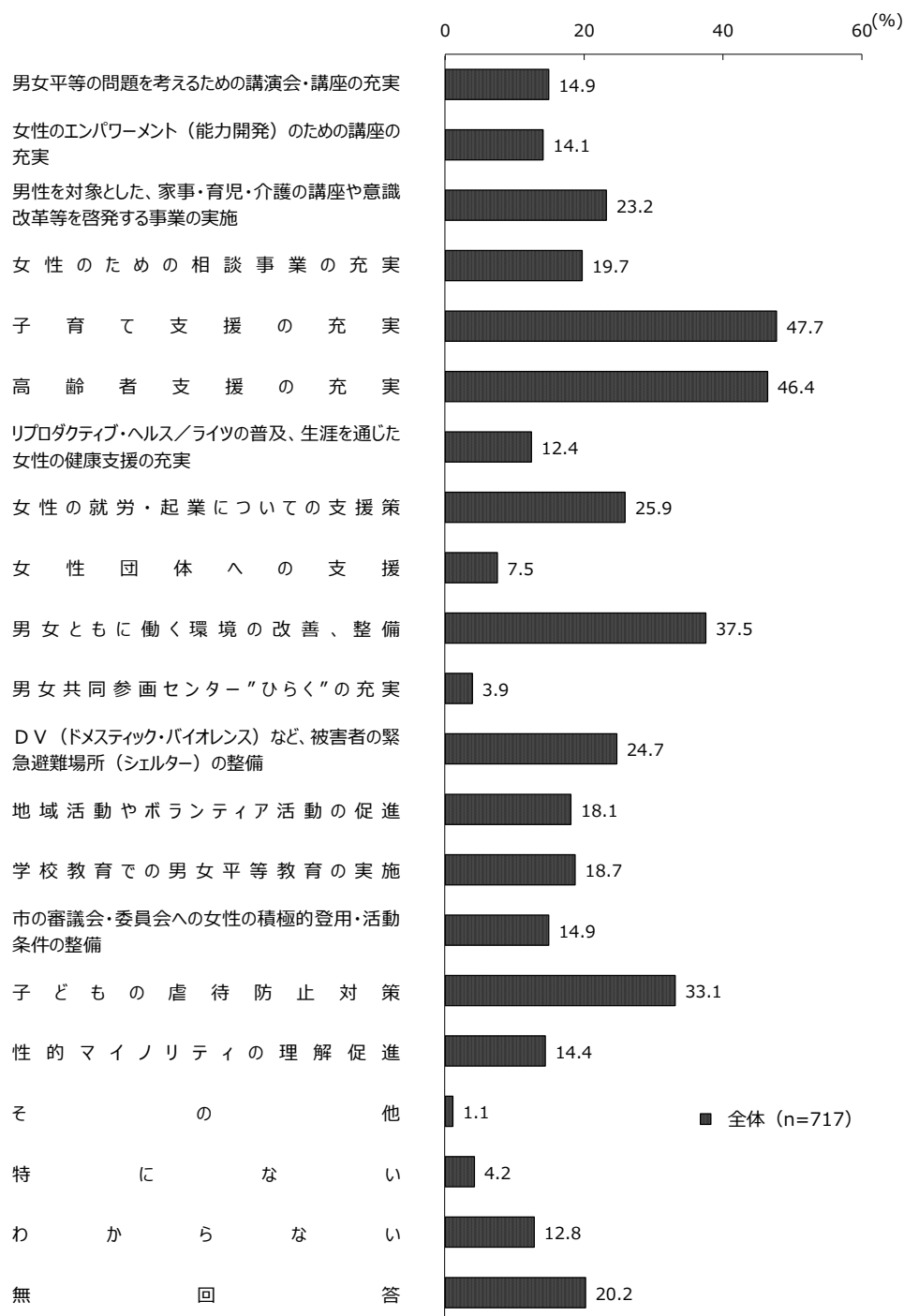


資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成 27 年）

■ 市が力を入れるべき男女共同参画施策について

小平市が力を入れるべき男女共同参画施策については、「子育て支援の充実」が47.7%で最も多く、次いで「高齢者支援の充実」が46.4%、「男女ともに働く環境の改善、整備」が37.5%、「子どもの虐待防止対策」が33.1%となっています。

＜図表12＞ ◆ 小平市が力を入れるべき男女共同参画施策（複数回答）



資料：男女共同参画推進についての市民意識・実態調査（平成27年）

4 小平アクティブプラン21（第二次）における取組の総括

小平市では、毎年度、小平アクティブプラン21（第二次）における事業の推進状況をまとめ、報告書として公表してきました。計画の見直しに当たっては、事業の検証を行い、平成18年度から平成28年度までの取組内容を基本目標ごとにまとめました。課題と取組視点についても整理し、次期の小平アクティブプラン21（第三次）に向けた総括をしました。

（1）小平アクティブプラン21（第二次）の取組内容

基本目標Ⅰ 働く場における男女の共同参画・仕事と家庭生活の両立

【働く場における男女の機会の均等と待遇の充実】

- ◇平成27年3月に特定事業主行動計画「HAPPYこだいら」、平成28年3月に特定事業主行動計画「HAPPYこだいら～女性活躍編～」をそれぞれ策定しました。
- ◇ハローワーク、職業訓練校、東京都の産業労働部局と連携し、就業講座や求人などの情報の提供を行いました。
- ◇入札制度の総合評価方式の評価項目において、「男女共同参画の推進」と「母子家庭等への就労を支援する取り組み」を加点対象へ変更しました。

【仕事と家庭生活の両立支援】

- ◇小規模事業者への資金繰り支援や、支援先への制度紹介を行いました。
- ◇保育園の待機児童の解消に向けた取組、ファミリー・サポート・センターの充実、ひとり親家庭を対象とした就労支援などを実施しました。

基本目標Ⅱ 健康で安全な生活の実現

【生涯にわたる健康保持の支援】

- ◇医療・関係機関などの紹介、スポーツ教室等を実施し、健康教室・講座の充実を図りました。
- ◇ハローベビークラス（両親学級）や、育児相談等を実施しました。

【女性に対するあらゆる暴力の根絶のための施策の推進】

- ◇平成24年度～26年度において、デートDV防止に関する啓発講座を実施し、知識の普及・啓発を強化しました。また、配偶者等からの暴力（DV）に関するパンフレットを作成し、情報提供を行いました。
- ◇女性相談室に個別相談の場を設け、関係機関との連携を図りながら問題解決につなげました。

基本目標Ⅲ 男女共同参画意識の浸透

【あらゆる場での男女共同参画意識の醸成】

- ◇シルバー大学、市民講座、保育付き講座、大学公開講座、出前講座を実施しました。
- ◇公募市民が企画立案から編集を担当した広報誌の発行や、講演会を共催で開催しました。

【男女共同参画の視点に立った広報活動の推進等】

- ◇平成23年4月に「広報誌・パンフレットなどを作成するときの視点」(ガイドライン)を作成し、庁内へ男女共同参画の視点の周知を図りました。
- ◇平成26年度にはメディア・リテラシー育成のための講座を開催しました。

基本目標Ⅳ さまざまな分野での男女共同参画の促進

【政策・方針決定過程への男女共同参画】

- ◇審議会・委員会等における女性委員の登用状況を調査し、現状把握に努めました。
- ◇男女共同参画センターでは講座やイベントを開催し、その他、市民講座・シルバー大学・家庭教育・子育て支援に関する講座・女性セミナー・ヤングセミナー等、さまざまな分野での講座を開講しました。
- ◇市職員へ向けた男女共同参画推進のための研修の充実を図りました。

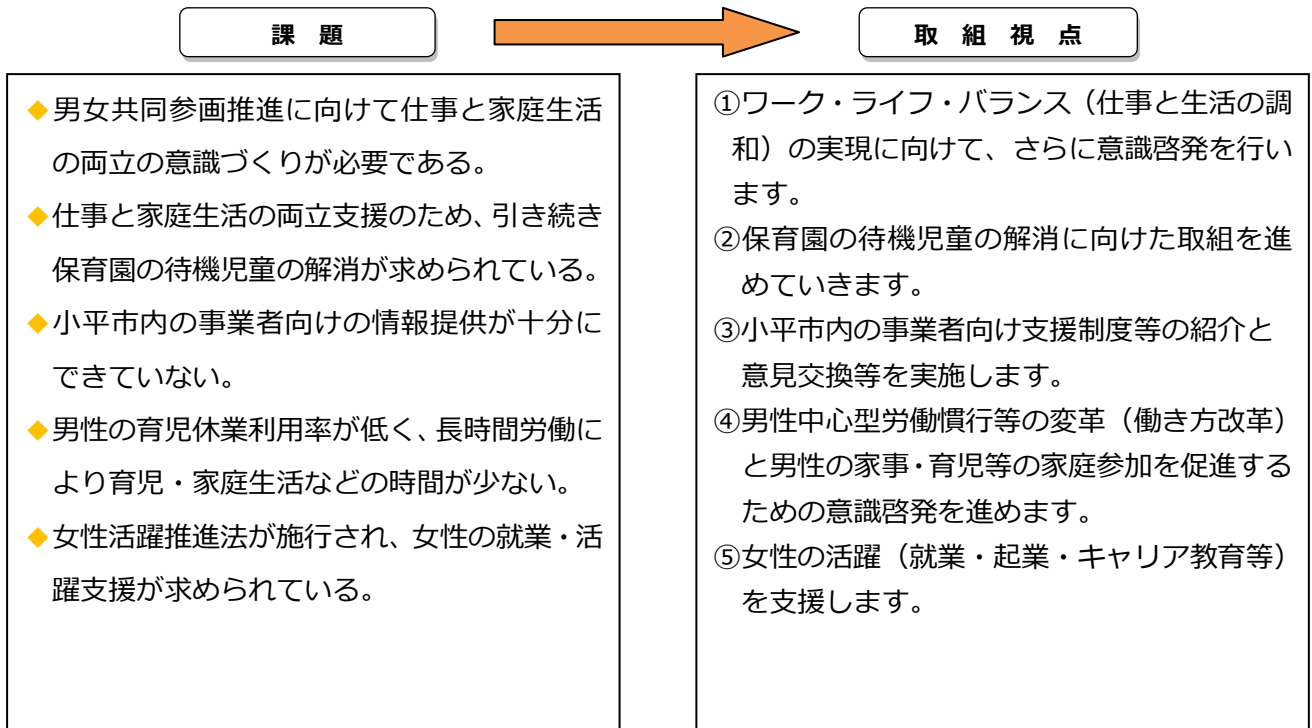
【地域活動における男女共同参画の促進】

- ◇市民活動支援センター“あすぴあ”男女共同参画センター“ひらく”を運営しました。

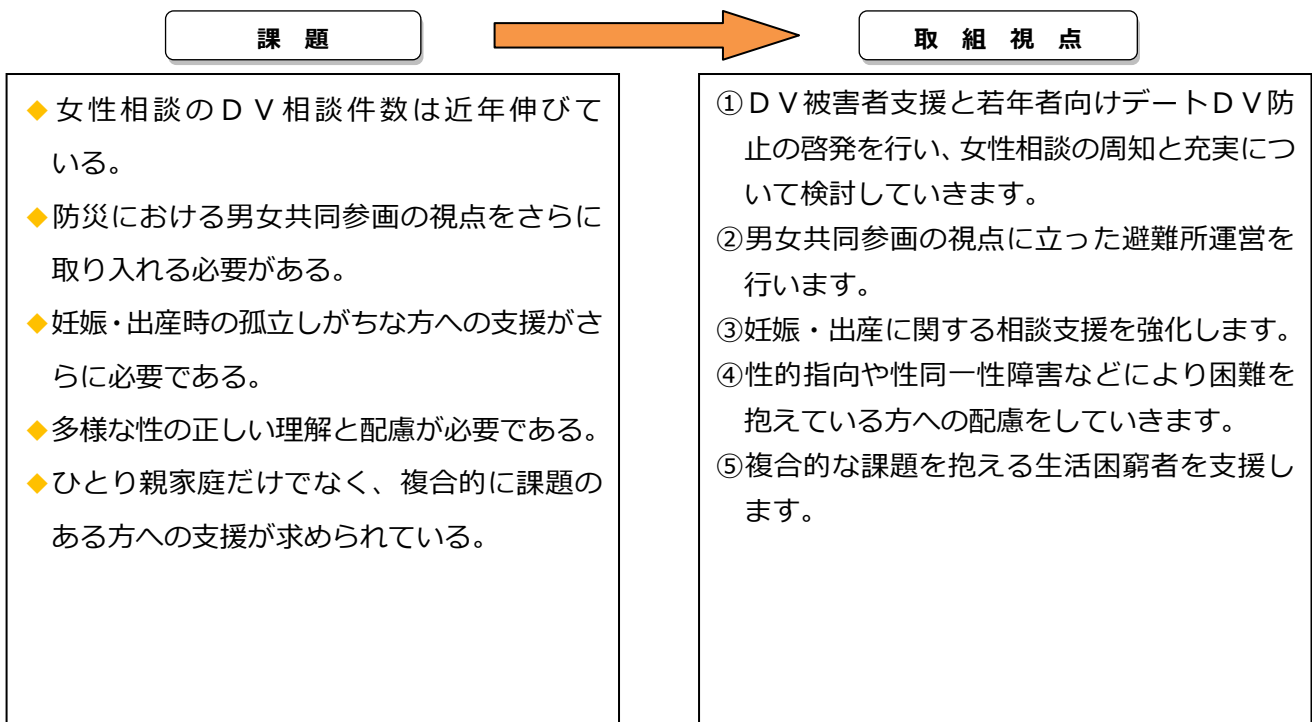
第2章 小平市の現状と課題

(2) 課題と今後の取組視点

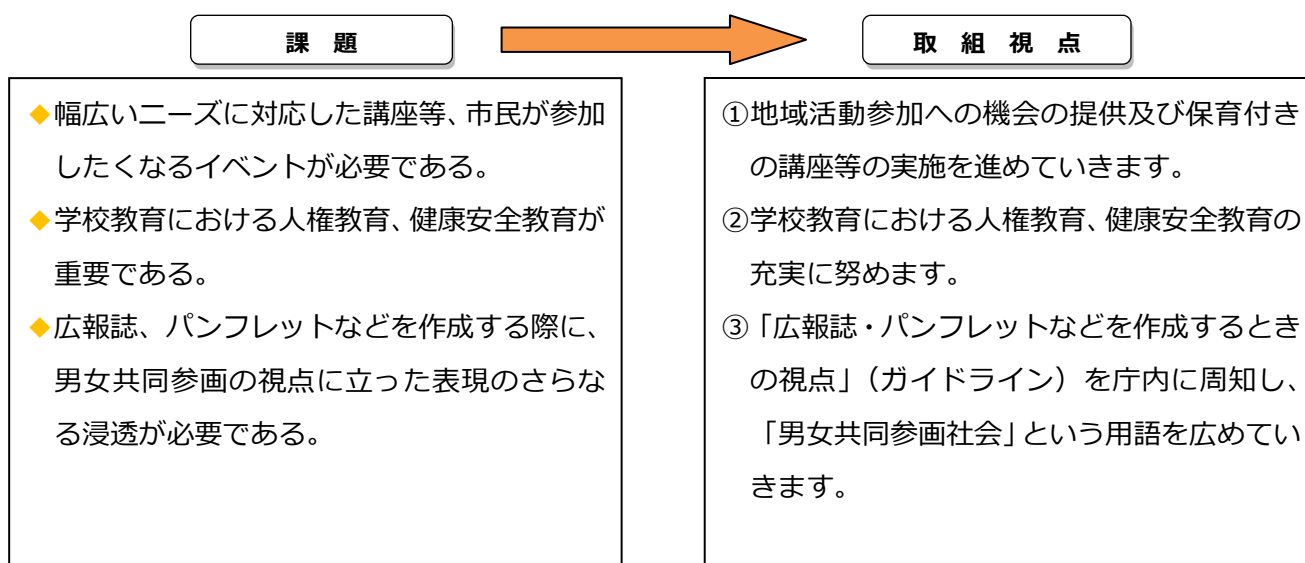
基本目標Ⅰ 働く場における男女の共同参画・仕事と家庭生活の両立



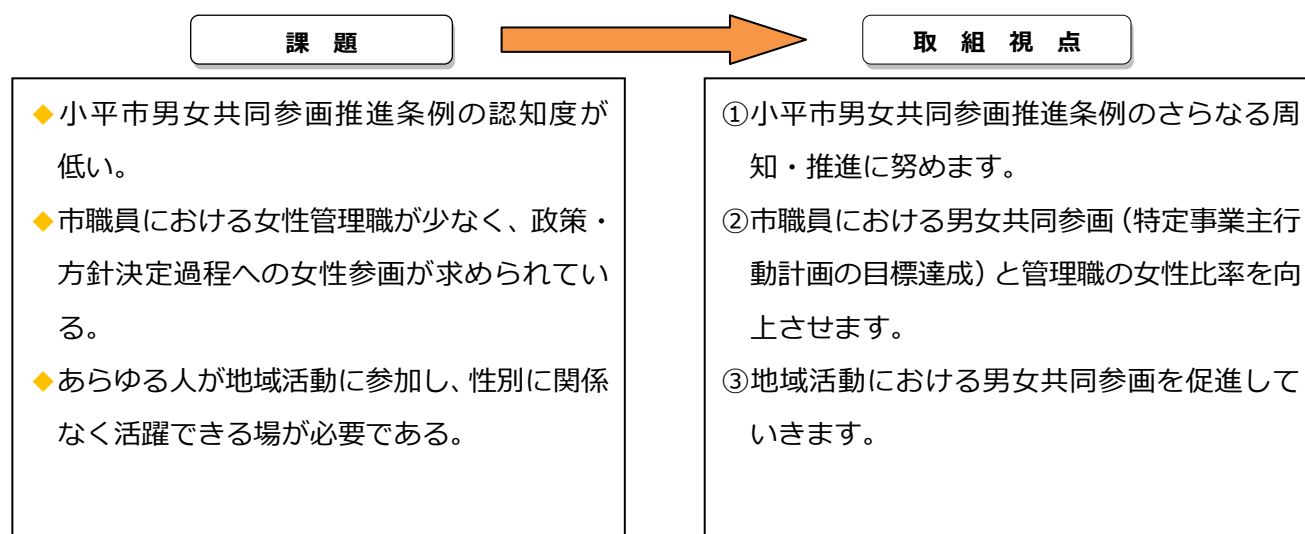
基本目標Ⅱ 健康で安全な生活の実現



基本目標Ⅲ 男女共同参画意識の浸透



基本目標Ⅳ さまざまな分野での男女共同参画の促進



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、日本国憲法及び男女共同参画社会基本法をふまえ、小平市男女共同参画推進条例に基づき、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざします。

2 基本的視点

「基本理念」を実現するための、本計画の基本的視点は次の7つとなります。

① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。

② 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等の意識を反映して、男女の自らの意思による多様な生き方の選択に影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

③ 政策や方針の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

④ 教育における男女共同参画意識の推進

家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる場において、性別にかかわらず、一人ひとりの個性と能力を尊重した教育が行われること。

⑤ 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。

⑥ 女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康の保持

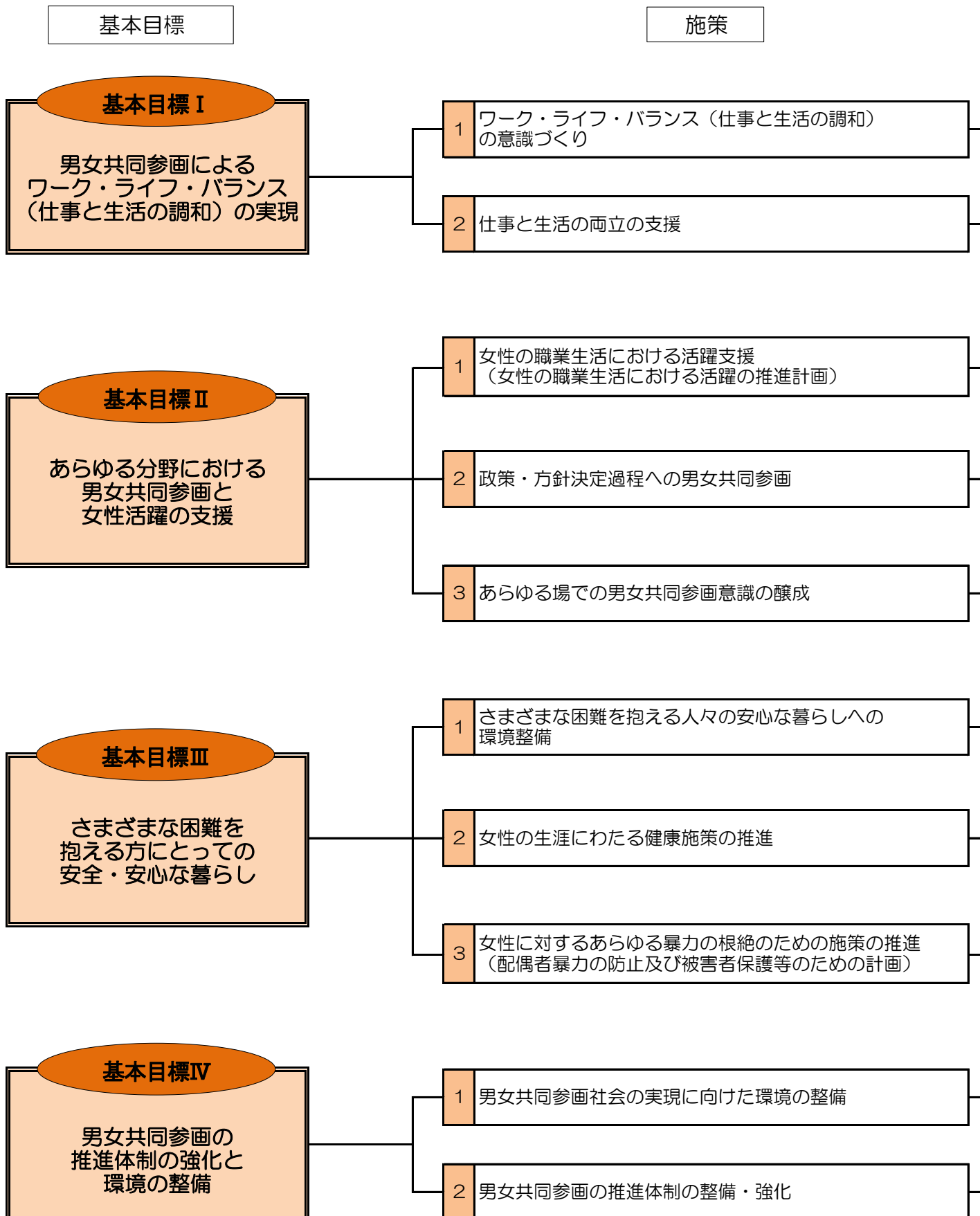
男女が、相互の性に関する理解を深め、相互に尊重し合うことで、女性の生涯にわたる性と生殖に関する健康が保持されること。

⑦ 国際社会及び国内における取組との協調

国際社会及び国内のさまざまな取組との協調の下に行われること。



3 施策の体系



施策の方向性（重点項目）

1 ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供

- 1 ライフスタイルの多様化に対応した就業、子育て、介護支援
- 2 男性の家庭参加（家事、育児、介護等）の推進 **重点（P35）**
- 3 男性の地域活動参加の推進

- 1 女性の就業・活躍の支援 **重点（P37）**
- 2 あらゆる分野における女性活躍に向けた現状把握

- 1 市役所における女性活躍の推進
- 2 委員会・審議会における男女共同参画の推進

- 1 地域生活における男女共同参画の推進
- 2 学校教育における男女共同参画の推進

- 1 生活困窮者やひとり親家庭等への支援の充実
- 2 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

- 1 健康保持、健康づくりへの支援
- 2 妊娠、出産等に関する健康支援

- 1 配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援の充実 **重点（P48）**
- 2 ハラスメントやストーカーへの対策
- 3 相談機能の一層の充実

- 1 男女共同参画の視点による災害に強い地域づくり
- 2 男女共同参画の視点に立った表現の浸透

- 1 男女共同参画に基づく小平市男女共同参画推進条例の啓発・推進
- 2 市役所内の連携と市内外関係機関との連携強化

4 重点項目

計画期間の5年間に、積極的に取り組む内容を、施策の方向性の中から3つの重点項目として決めました。

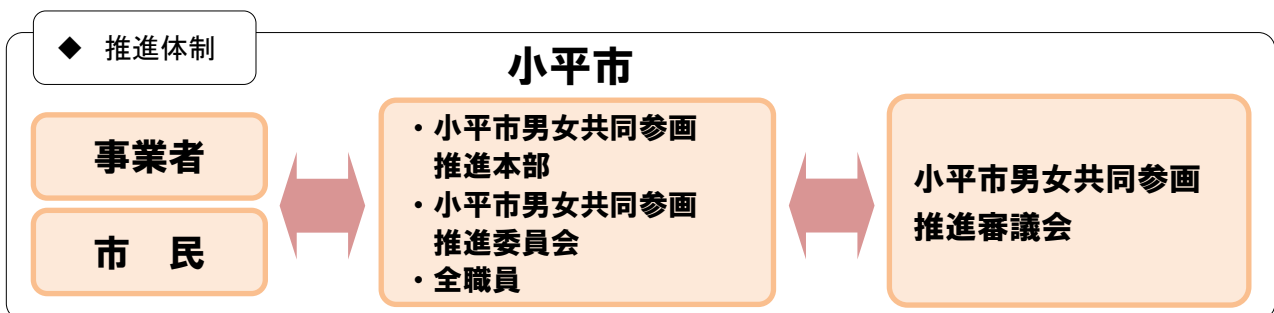
- ★ 男性の家庭参加（家事、育児、介護等）の推進
- ★ 女性の就業・活躍の支援
- ★ 配偶者等からの暴力（DV）の防止と被害者支援の充実

5 進行管理

（1）計画の推進体制

本計画は、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現をめざしている、小平市男女共同参画推進条例をもとに、具体的な取組を示しています。

事業の推進にあたっては、市、市民等及び事業者、関係機関がそれぞれの役割と連携のもとに協働して取り組んでいきます。



（2）推進状況の管理

毎年度、計画の推進状況を把握して年次報告書を作成の上、市の横断的組織である小平市男女共同参画推進本部・推進委員会、市民参加による小平市男女共同参画推進審議会に報告し、分析・評価を行います。

推進状況の評価・点検の方法は、事業項目ごとに担当課で行った施策や事業を、毎年度確認して、基本目標の達成に向けて推進状況を評価します。施策ごとに設定した指標についても、平成32（2020）年度の実態調査で検証するものを除き、達成状況を確認します。

また、計画を効率的かつ実効性のあるものとするために、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルを確立して管理するとともに、新たな国・東京都の施策、市内の動向等に柔軟に対応し、必要に応じて見直していきます。